別表七の三　記載要領

1　この表は、通算法人が法第64条の５第１項から第４項まで（損益通算）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合（次に掲げる要件の全てに該当する場合を除く。）には、「通算対象欠損金額 (4)×(1)/(3) (5)」又は「通算対象所得金額 (10)×(7)/(9) (11)」の欄には、この申告前の別表七の三「５」又は「11」の金額を記載すること。

(1)　当該通算法人及び他の通算法人（法第64条の５第３項に規定する基準日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。(2)において同じ。）の全てについて、この申告前の別表四「52の①」の金額が０以下であること。

(2)　当該通算法人又は他の通算法人のいずれかについて、「通算前所得金額（別表四「39の①」＋「40の①」） (1)」の金額がこの申告前の別表七の三「１」の金額を超えること又は「通算前欠損金額（別表四「39の①」が０を下回る場合のその下回る額） (6)」の金額がこの申告前の別表七の三「６」の金額に満たないこと。

(3)　次に掲げる欄にそれぞれ次に定める金額を記載して計算した別表四「52の①」の金額が０を超えること。

イ　別表四「14」の欄　別表八(一)付表二「19」の欄が「非該当」であるものとした場合に別表八(一)「13」の金額として計算される金額

ロ　別表四「41」の欄　この申告前の別表七の三「５」の金額

ハ　別表四「42」の欄　この申告前の別表七の三「11」の金額

ニ　別表四「43」の欄　法第64条の７第５項（欠損金の通算）の規定の適用があるものとした場合に別表七(二)付表一「23の計」の金額として計算される金額

ホ　別表四「45」の欄　法第64条の７第５項の規定の適用があるものとした場合に別表七(一)「４の計」の金額として計算される金額及び別表七（四）「10」の金額の合計額

ヘ　別表四付表「４」の欄　別表八(一)付表二「19」の欄が「非該当」であるものとした場合に同表「24」の金額として計算される金額

3　「調整通算前欠損金額 (6)又は(16) (7)」の欄の記載に当たつては、「(12)」から「(14)」までの各欄のいずれかに金額の記載がある場合には、「(6)又は」を消すこと。

4　「多額の償却費が生ずる事業年度である場合の通算対象外欠損金額 (6) (12)」の欄は、当該事業年度が法第64条の６第３項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）の規定により読み替えて適用する同条第１項に規定する政令で定める事業年度に該当する場合（第６号において「多額の償却費が生ずる事業年度である場合」という。）に記載すること。この場合において、「制限対象額　(13)」及び「特定資産譲渡等損失額 (19) (14)」の欄は、記載しないこと。

5　「制限対象額　(13)」の欄は、別表四付表「９」の欄に金額の記載がある場合に記載すること。この場合において、「制限対象額　(13)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　法第64条の８（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）の他の内国法人の合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度につき法第64条の６の規定を適用したならばないものとされる金額を記載すること。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

(2)　法第64条の８の他の内国法人が残余財産が確定した内国法人である場合において、当該他の内国法人に株主等が２以上あるときは、(1)にかかわらず、(1)の金額を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該通算法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額を記載すること。

6　「適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額の計算の明細」の各欄は、法第64条の６第１項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当しない場合で、かつ、同項に規定する共同で事業を行う場合として政令で定める場合に該当しない場合に記載すること。この場合において、多額の償却費が生ずる事業年度である場合には、「(17)」から「(19)」までの各欄は、記載しないこと。

7　「支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回つていない資産の明細」の各欄は、通算法人が令第131条の８第３項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）において準用する令第123条の８第２項第５号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。